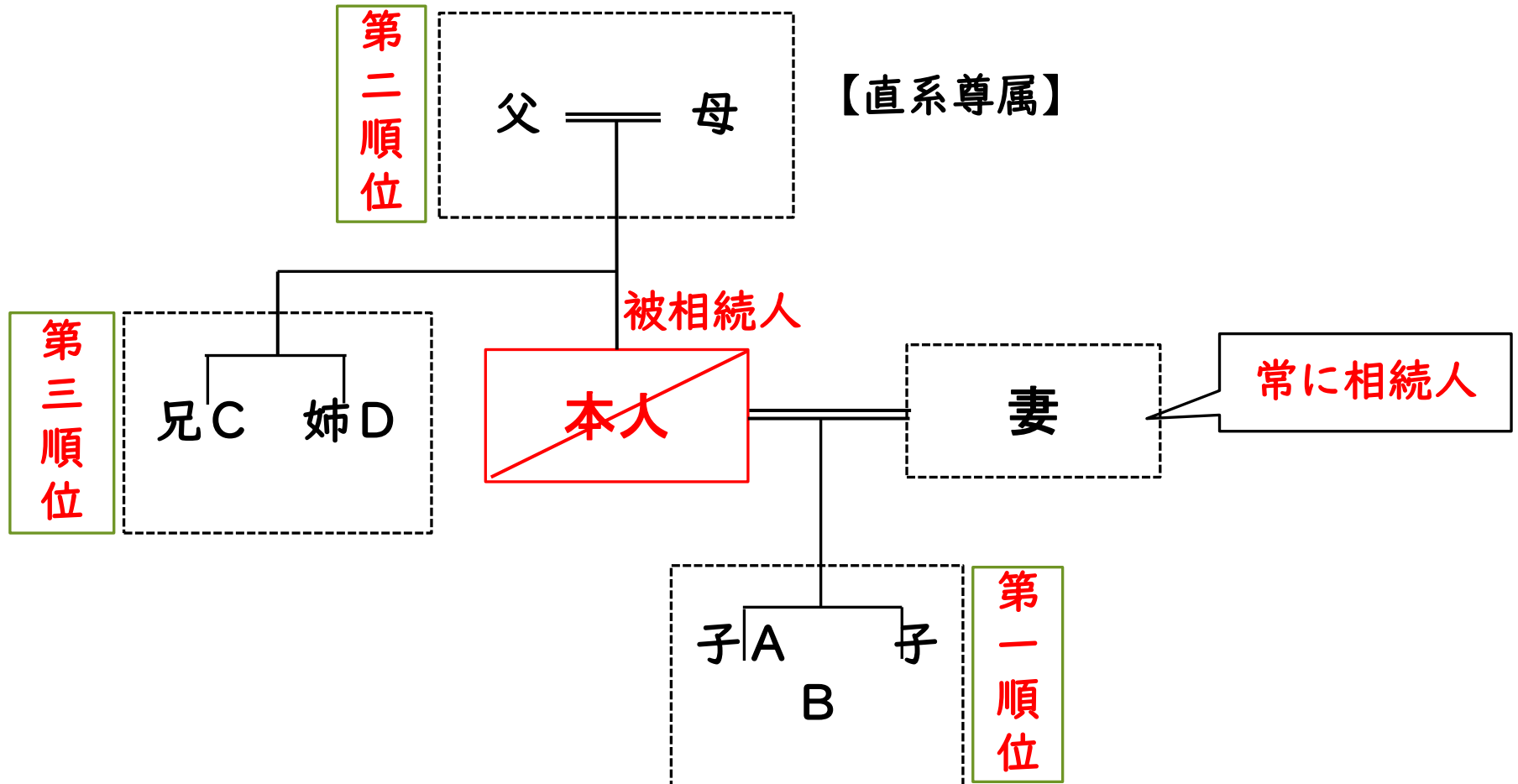


相続に関する 15の疑問

1. 法律で定められた相続人とその順位とは (民887条～889条) *配偶者は常に相続人



2. 内縁の妻は相続できますか？
 - ・ 相続できません
 - ・ 婚姻関係にある配偶者に限る

3. 相続できる子は？
 - ・ 実の子
 - ・ 「養子縁組の届出」をしている養子

5. おなかの子どもは相続できますか？
 - ・ できます
 - ・ 生まれたものとみなされます。（民886条）
 - ・ 遺産分割協議は出生後

5. 内縁の妻との間にできた子どもは相続できますか？
- ・ 認知された子どもは相続できます（認知は遺言でもできます）
6. 夫と息子が交通事故で、同時に死亡しました。夫の財産は誰に？
- ・ 妻に3分の2、第二順位の直系尊属に3分の1
 - ・ 同時死亡の推定により、推定される者の間には相続は発生しません。いなかったものとして考えます。
7. 夫と息子が交通事故にあい、夫が死亡しておて1分後に息子が死亡しました。夫の財産は？
- ・ 妻が全部相続
 - ・ 夫の死亡により妻と子が相続、さらに、息子の死亡により妻が取得（息子が他にいれば別）

8. 妻と子ども2人が相続人のとき、夫が死亡したときの相続分は？

妻 $\frac{1}{2}$ 、子ども $\frac{1}{4}$ ($\frac{1}{4} \times 2$ 人)

9. 子どもがいない家庭で、実父母が健在の場合、夫が死亡した時の相続人は？相続分は？

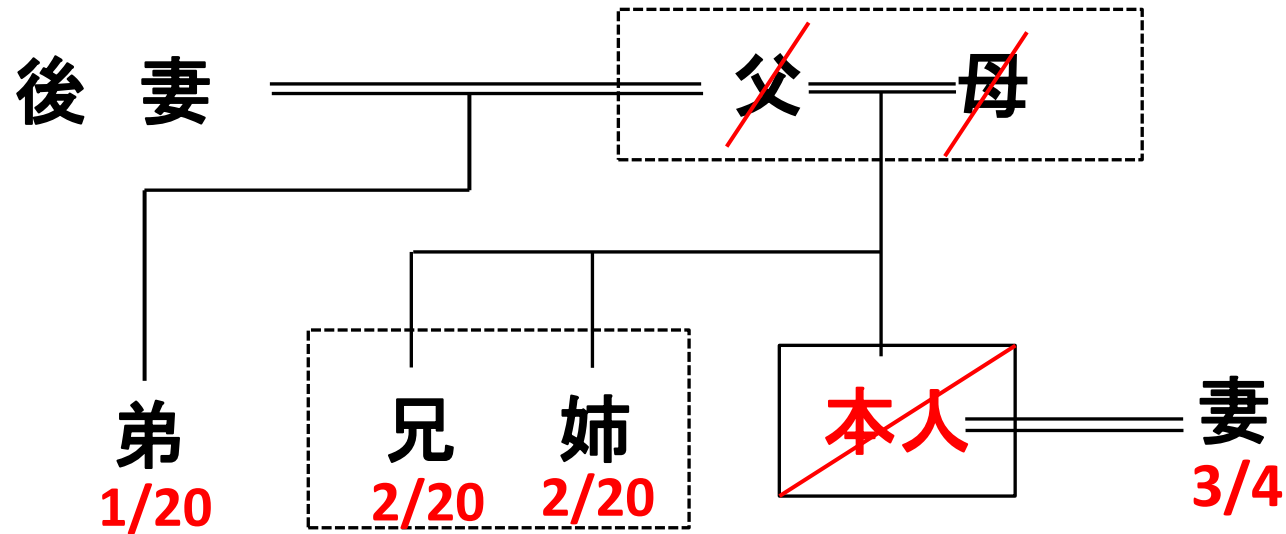
妻 $\frac{2}{3}$ 、直系尊属 $\frac{1}{3}$ ($\frac{1}{3} \times 2$ 名)

10. 子どもがいない家庭で、父母が既に死亡している場合、妻と兄弟姉妹 (3 人) の相続分は？

妻 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ ($\frac{1}{4} \times 3$ 人)

11. 弟が異母兄弟の場合は？

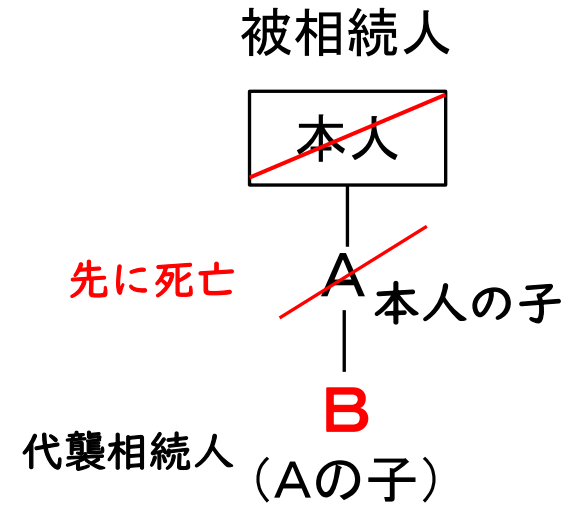
- ・ 異母兄弟の相続分は、数の本人と同じ父母の兄弟姉妹の半分になります。



12. 代襲相続とは？

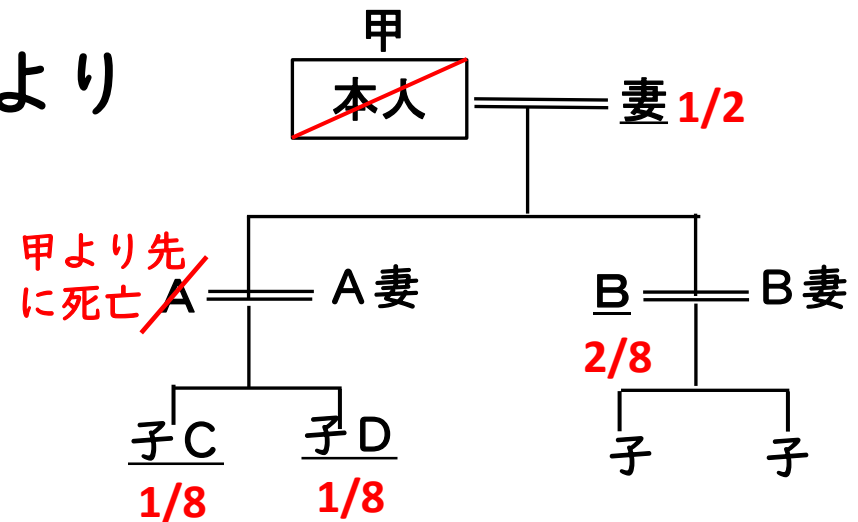
被相続人（本人）甲の死亡前に、相続人となるべきAが死亡した。

- ・ Aの子 **B**が、Aに代わって（代襲）相続人になる。
- ・ 相続人は生きている人だけ
⇒ Aは相続人ではない



13. 長男 A が被相続人である父甲より先に死んでいる時の相続は？

- ・ 甲妻・B・C・Dが相続人です（A妻は相続人ではない）



14. 父の債務を相続したくない。

- ・ 裁判所に**相続放棄**を申述する（死亡後）。
認められると「初めから相続人ではなかったことになる」
- ・ 原則、**相続開始を知った時から3カ月以内**にしなければならない。

15. 遺留分とは？

- ・ 一定の相続人（兄弟姉妹を除く）が法律上もらうことのできる最小限の財産。
- ・ 遺留分侵害の請求は、遺留分権者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は**遺贈があったことを知った時から1年行使しないときは時効により消滅する。**
相続の開始の時から10年を経過したときも同様とする。